

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる部分を開示すべきである。

- ・ 調査報告書中の「現地における指導対象者の氏名」欄のうち、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できない部分
- ・ 調査報告書中の「現地の概要」欄、「現地における指導内容」欄及び「備考」欄のうち、現地において客観的に認識しうる事実に関する記述の部分

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成18年5月29日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「橿原市 町 業 都市計画法市街化調整区域に上記の建物を不法設置したこの件の対応を時系列に出して欲しい。今後の対応 平成18年～平成15年頃」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成18年6月12日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「（1）開示する行政文書」のとおり特定した上で、次の「（2）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（3）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

##### （1） 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）

橿原市 町 番 他における都市計画法等違反行為に対する行政指導に係る下記の行政文書（平成15年から平成18年までの分）

ア 平成15年2月13日実施の定期パトロール調査報告書及び添付されている現場写真

イ 平成15年7月17日実施の定期パトロール調査報告書及び添付されている現場写真

ウ 平成15年12月18日実施の違反パトロール強化デー調査報告書

エ 平成16年6月27日実施の違反パトロール強化デー調査報告書

- オ 平成16年7月27日実施の違反パトロール強化デー調査報告書及び添付されている現場写真
- カ 平成16年9月8日実施の違反パトロール強化デー調査報告書
- キ 平成12年3月27日から平成17年4月13日までの経過記録
- ク 平成17年11月29日檀原市建築指導課からのファックス
- ケ 平成17年12月13日の対応記録、それに添付されている地図及び現場写真
- コ 平成18年2月22日実施の定期パトロール調査報告書及び添付されている現場写真
- サ 平成18年4月17日実施の定期パトロール調査報告書
- シ 違反台帳12 - 4

(2) 開示しないことと決定した部分(以下「本件不開示情報」という。)

- ア 違反行為者の氏名(個人)
- イ 違反行為者の名称(法人)及び所在地
- ウ (現地における)指導対象者の氏名
- エ 現地の概要
- オ (現地における)指導内容
- カ 備考欄等に記載の指導状況
- キ 通報者の氏名及び自宅を示す地図
- ク 経過表のうちH13.8.19の記述
- ケ 自動車のナンバープレート
- コ 違反物件の内部写真

(3) 開示しない理由

(2)のうちアウキクケ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

(2)のうちアイウエオカコ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

(2)のうちコ

条例第7条第3号に該当

法人その他の団体の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年6月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示情報のうち、2の（2）のアからクまで（自宅を示す地図を除く。）の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成18年7月11日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

不開示となった部分の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

違反台帳の建築基準法違反条項が消されている。

都市計画法違反条項が消されている。

パトロールの指導内容が消されている。

対応記録の内容がすべて消されている。

再勧告書の措置が消されている。

今後この不法建築に対して、いつまでに、いかにするのか。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

#### 1 本件行政文書について

実施機関においては、建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法の適切な施行を期することを目的として、これらの法律に対する違反行為の早期発見及び早期是正を図るためにパトロールを実施しているところである。そして、違反行為に対しては、違反行為者が自主的に是正を行うよう行政指導を行っている。

定期パトロール調査報告書及び違反パトロール強化デー調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、パトロールを実施したときにその結果を記録しておく書類であ

り、記載項目は、実施管内、実施年月日、調査者名、物件の所在地、現地の概要、関連法条、行為者氏名、現地における指導対象者の氏名、現地における指導内容となっている。また、備考欄には、調査時の状況その他関連情報を記載することになっている。

違反台帳は、個別の違反行為ごとにその内容を記録しておく書類であり、記載項目は、違反行為地、違反行為者の氏名及び住所、物件の用途・目的、関連法条、違反概要、現地調査等の年月日等となっている。

対応記録は、違反行為者等関係者と対応した内容について記録しておく書類である。経過記録は、経過を簡潔に記録したものである。

## 2 条例第7条第2号の該当性について

本件行政文書における違反行為者の氏名等は、個人情報であることは明らかであることから、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、第2号に係る除外規定であるア、イ、ウについて検討する。

違反行為者の氏名等は、任意の違反指導における記録であり、公にされることが前提とされているものではないことから、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

また、違反行為者の氏名等は公務員等の職務の遂行に係る個人情報ではないことから、公務員等に関する情報に係る除外規定である「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも該当しない。

以上のことから、本件行政文書における違反行為者の氏名等は、除外規定ア、イ、ウのいずれにも該当しないことから、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報であると判断する。

## 3 条例第7条第6号の該当性について

本件行政文書は、実施機関が行う違反指導に関する記録が記載されている文書であり、そこに記載されている違反行為者の氏名（個人）、違反行為者の名称（法人）、現地における指導対象者の氏名、現地の概要、現地における指導内容、備考欄等に記載の指導状況は、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。

違反指導においては、違反行為者等関係者の権利関係、違反行為に至った経緯その他個人的な事情等について具体的な内容を把握するため、事情聴取等を行っているが、これらの情報は、違反行為者等の任意の意思に基づいて得られるものであることから、これが公になると、違反行為者等が自己の供述内容等が開示されることを憂慮し、事情聴取等に応じて事実をありのままに述べることに消極的となり、違反指導に必要な情報が得られなくなるおそれがある。また、そのことは、今後における同種事案に対する違反指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれにもなる。

したがって、本件行政文書に記載されている上記内容は、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、不開示情報であると判断する。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書のうち、調査報告書は、都市計画法等違反行為に係るパトロールを実施したときの結果が記録された文書であり、記載項目は、実施管内、実施年月日、調査者名、物件の所在地、現地の概要、関連法条、行為者氏名、現地における指導対象者の氏名、現地における指導内容及び調査時の状況その他関連情報を記載した備考となっている。

経過記録は、違反行為発覚当初からの経過を簡潔に記録したものである。

対応記録は、違反行為者等関係者と対応した内容について、日時ごとに詳細に記録された文書である。

違反台帳は、個別の違反行為ごとにその内容が記録された文書であり、記載項目は、違反行為地、違反行為者の氏名及び住所、物件の用途・目的、違反概要、現地調査等の年月日等となっている。

### 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

#### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

実施機関は、異議申立ての対象となった本件不開示情報のうち、違反行為者（個人）、指導対象者及び通報者の氏名並びに経過表のうち平成13年8月19日の記述について本号に該当するとしているので、以下検討する。

本件不開示情報のうち、違反行為者（個人）、指導対象者及び通報者の氏名は、特定の個人が識別できることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、経過表のうち平成13年8月19日の記述について、対象行政文書を見分したところ、関係者の極めて個人的な事実が記載されていることが認められた。

これは、一体として個人情報形成しており、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

ただし、調査報告書中の「現地における指導対象者の氏名」欄のうち、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できない部分については、条例第7条第2号本文に該当しない。

#### (2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

違反行為者（個人）、指導対象者及び通報者の氏名並びに経過表のうち平成13年8月19日の記述は、その記載されている内容から見て、本号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

#### (3) まとめ

したがって、違反行為者（個人）、指導対象者（特定の個人が識別できないものを除く。）及び通報者の氏名並びに経過表のうち平成13年8月19日の記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

#### 4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、異議申立ての対象となった本件不開示情報のうち、違反行為者の氏名（個人）、違反行為者（法人）の名称及び所在地、指導対象者の氏名、現地の概要、指導内容並びに備考欄等に記載の指導状況が本号に該当するとしているので、以下検討する。

##### （1）条例第7条第6号前段について

実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした情報は、都市計画法等違反行為に係る指導内容等である。これらはすべて、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

##### （2）条例第7条第6号後段について

実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした情報は、違反行為者等に対する県の指導内容が、違反行為者等の氏名、現地の概要等とともに、具体的に記載されているものである。

実施機関は、これらの情報について、開示されることにより、関係当事者との信頼関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難となり、また将来の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張する。

実施機関が主張するように、都市計画法等違反行為に係る指導は、違反行為者等に対する事情聴取等を積み重ねて進められるもので、内容やその結果は公表しないことを前提として実施している。

仮に、指導の内容等を開示することとした場合、違反行為者等が指導の内容等を開示されることをおそれて、以後の事情聴取に応じないなどの事態が生ずることは十分に予想され、それ以降における情報収集が困難となるなど、違反状態を是正しようとする事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

ただし、調査報告書中の「現地における指導対象者の氏名」欄のうち、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できない部分並びに調査報告書中の「現地の概要」欄、「現地における指導内容」欄及び「備考」欄のうち、現地において客観的に認識しうる事実に関する記述の部分については、上記の支障が生ずるおそれはないため、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当しない。

##### （3）まとめ

したがって、これらの情報は、調査報告書中の「現地における指導対象者の氏名」欄のうち、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できない部分並びに調査報告書中の「現地の概要」欄、「現地における指導内容」欄及び「備考」欄のうち、現地において客観的に認識しうる事実に関する記述の部分を除き、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると判断する。

## 5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。



## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成18年 7月11日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成18年 8月24日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 9月20日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成18年12月 6日 (第113回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年 1月17日 (第114回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成19年 2月14日 (第115回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成19年 3月 7日 (第116回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成19年 4月 6日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理